

社会福祉法人 慈誠会 行動計画

社会福祉法人 慈 誠 会

従業員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

令和 8 年 2 月 1 日

1. 計画期間 令和 8 年 2 月 1 日から令和 11 年 1 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

《目標 1》 年次有給休暇を 5 日以上取得していない従業員をゼロとする

<対策>・令和 8 年 2 月～ 職員のニーズの把握、検討を開始する

・令和 8 年 3 月～ 有給残を運営会議などによる職員への周知をする

《目標 2》 女性の育児休業取得率 100%を維持し、育児目的休暇を取得したものを 2 名以上とする

<対策>・令和 8 年 2 月～ 育児休業制度と子の看護休暇制度の詳細を運営会議などにより全職員への周知をする

《目標 3》 労働者の月平均残業時間を 3 時間以上削減する

<対策>・令和 8 年 2 月～ 全職員の所定外労働時間を適切に把握し、所定外労働の多い職員に個別に働きかけをする

・令和 8 年 3 月～ 詳細を運営会議などによる全職員への周知をする